（法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第四条　法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定福島復興再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

（公共施設等の機能を回復するための事業）

第五条　法第十七条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げる施設について、点検、清掃、軽微な修理及び修繕その他当該施設の機能を回復するために必要な行為として内閣総理大臣が定めるものを行う事業とする。

一～三　（略）

（生活環境整備事業の実施の方法等）

第六条　法第十七条第一項又は法第十七条の十六第一項の要請をしようとする者は、別記様式第三による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2～4　（略）

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定の申請）

第七条　法第十七条の二第一項に規定する特定避難指示区域市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）の長は、同項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第四による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一・二　（略）

三　特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の工程表及びその内容を説明した文書

四～七　（略）

（新設）

（公共施設等の機能を回復するための事業）

第一条　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第十七条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げる施設について、点検、清掃、軽微な修理及び修繕その他当該施設の機能を回復するために必要な行為として内閣総理大臣が定めるものを行う事業とする。

一～三　（略）

（生活環境整備事業の実施の方法等）

第二条　法第十七条第一項又は第十七条の十六第一項の要請をしようとする者は、別記様式第一の一による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2～4　（略）

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定の申請）

第二条の二　法第十七条の二第一項に規定する特定避難指示区域市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）の長は、同項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第一の二による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一・二　（略）

三　特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下同じ。）の工程表及びその内容を説明した文書

四～七　（略）

（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定の申請）

第八条　特定避難指示区域市町村の長は、法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。次条において同じ。）の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第五による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

（法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第九条　（略）

一　（略）

二　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事項の実施期間に影響を与えない場合における当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間の六月以内の変更

三　（略）

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等の提案）

第十条　法第十七条の四第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更の提案を行おうとする帰還・移住等環境整備推進法人（法第四十八条の十四第一項の規定により指定する帰還・移住等環境整備推進法人をいう。第十九条において同じ。）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案を添えて、特定避難指示区域市町村の長に提出しなければならない。

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定の申請）

第二条の三　特定避難指示区域市町村の長は、法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第一の三による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

（法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第二条の四　（略）

一　（略）

二　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。次号において同じ。）に記載された事項の実施期間に影響を与えない場合における当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間の六月以内の変更

三　（略）

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等の提案）

第二条の五　法第十七条の四第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更の提案を行おうとする帰還環境整備推進法人（法第四十八条の十四第一項の規定により指定する帰還環境整備推進法人をいう。第八条の二において同じ。）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案を添えて、特定避難指示区域市町村の長に提出しなければならない。